

「山口県警察特定事業主行動計画」の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

山口県警察では、女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第6項の規定に基づき、行動計画に基づく取組状況を公表します。今回公表するのは、令和5年4月から令和7年度末までを期間として策定・公表した計画に基づく取組状況です。

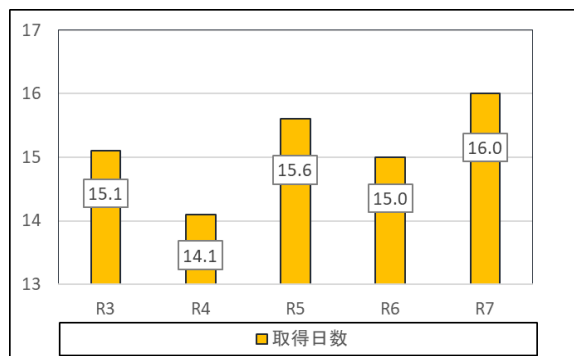
あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、山口県警察における女性の職業選択に資する情報を公表します。

「山口県警察特定事業主行動計画」の取組状況

数値目標の達成状況

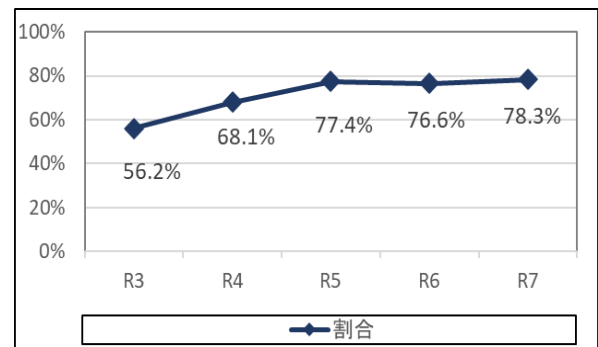
【目標1】

職員の年次有給休暇の取得日数 15日以上



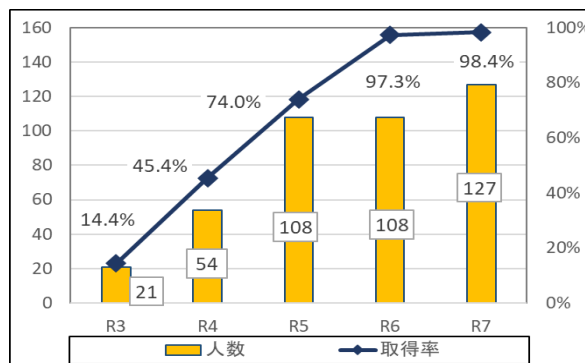
【目標2】

出産補助休暇及び育児参加休暇の合計取得日数が5日以上の男性職員の割合 100%



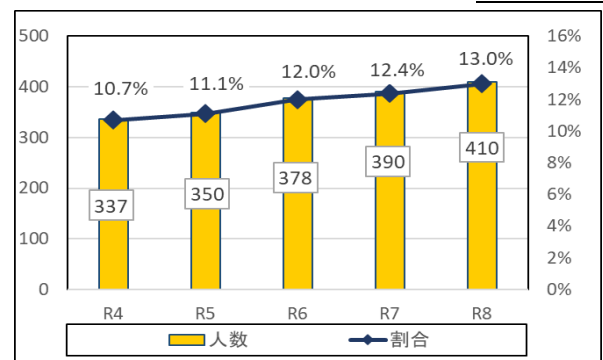
【目標3】

男性職員の育児休業の取得率 60%



【目標4】

全警察官に占める女性警察官の割合 約12%



具体的取組状況

【職業生活と家庭生活の両立に向けた取組の推進】

- 休暇の取得促進と時間外勤務の縮減
計画的な休暇の取得を奨励するとともに、非効率的な時間外勤務の縮減に向けた取組を推進しました。
- 育児休業等を取得しやすい職場づくり
育児休業を取得した職員に対する円滑な職場復帰を支援するとともに、職員が不在となる間の業務への支障を最小限に抑える取組を推進しました。

【女性職員の活躍推進】

- キャリア形成を支援する取組
出産・子育て等のライフイベントを機に実務経験が不足し、自信喪失や昇任意欲低下を招くことのないよう、職員のキャリア形成を支援する取組を推進しました。

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：山口県警察

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.5%
全職員	78.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	90.5%
本庁課長補佐相当職	86.2%
本庁係長相当職	87.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	85.9%
26～30年	87.0%
21～25年	81.0%
16～20年	79.9%
11～15年	84.4%
6～10年	90.4%
1～5年	93.5%

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、会計年度任用職員については、勤務時間に応じて職員数を換算している。
- 2(1)役職段階のうち、「本庁部局長・次長相当職」に該当する女性職員は不在のため、「—」表記としている。
- 女性職員は、勤続年数10年以下の区分に占める割合が約5割であり、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- 女性職員に比べ、男性職員の方が扶養手当や単身赴任手当などの受給が多い傾向にある。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日現在）

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	5.1%

【説明欄】

○ 「管理的地位にある職員」は、管理職手当を支給されている職員としている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日現在）

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	7.7%
本庁課長補佐相当職	9.7%
本庁係長相当職	10.1%

【説明欄】

○ 「本庁部局長・次長相当職」に該当する女性職員は不在のため、「—」表記としている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	98.4%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.8%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	3.9%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	86.6%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	7.1%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	0.8%	6.5%	—	0.0%
6月超9月以下	0.0%	6.5%	—	0.0%
9月超12月以下	0.0%	41.9%	—	100.0%
12月超24月以下	0.0%	25.8%	—	0.0%
24月超	0.8%	19.4%	—	0.0%

【説明欄】

- 会計年度任用職員の男性は「令和7年度中の育児休業取得率算出の対象」に該当する職員がいなかったため、「－」表記としている。
- 小数点第2位を四捨五入している関係で、合計が100%とならない場合がある。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.8 時間／月
内部部局等以外	17.4 時間／月

【説明欄】

- 「内部部局等」を警察本部、「内部部局等以外」を警察署としている。